

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(費用の受領)</p> <p>第6条 市長は、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第5号）に規定する利用者負担額、四街道市立保育所時間外保育運営規則（昭和62年規則第13号）に規定する延長保育料及び四街道市一時保育事業実施規則（平成14年規則第32号）に規定する一時保育事業利用料のほか、保育所の保育において提供する便宜に要する費用について、入所又は利用をする児童の保護者から支払を受けるものとする。</p> <p><u>2 市長は、四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例（令和8年条例第 号）に規定する利用料のほか、特定乳児等通園支援事業による支援において提供する便宜に要する費用について、利用する乳児等の保護者から支払を受けるものとする。</u></p>	<p>(費用の受領)</p> <p>第6条 市長は、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第5号）<u>第3条</u>に規定する利用者負担額、四街道市立保育所時間外保育運営規則（昭和62年規則第13号）<u>第8条</u>に規定する延長保育料及び四街道市一時保育事業実施規則（平成14年規則第32号）<u>第8条</u>に規定する一時保育事業利用料のほか、保育所の保育において提供する便宜に要する費用について、入所又は利用をする児童の保護者から支払を受けるものとする。</p>